

利用申込みに関する注意事項

★の項目については、すべての方が必ずご確認ください。

☆の内容に該当する方は、特に注意してご確認ください。

★ 保育施設への事前見学について

申込みにあたり、保育施設の見学を希望する場合は、直接保育施設へご連絡ください。見学や、園のホームページ等をご活用の上、希望園をお決めください。見学をしていない保育施設もお申込みは可能ですが、転入予定の方であっても、**事前見学を推奨します**。保育園での1日のスケジュールや、施設の構造、おもちゃや道具の持参、園庭の有無など、保育施設の特色はさまざまです。**立地や外観だけでなく、保護者の方のご意向や、お子様の発育状況・普段の生活の様子等に合った保育施設をお選びください。**

なお、**次の方は必ず保育施設へ事前見学又は事前相談の上、希望保育施設を決定してください。**

- ①家庭的保育事業をご希望の方(見学がお済みでない場合は審査対象外となります)
- ②児童にアレルギーや持病・障がいなどがある方、発達状況により、保育する上で特別な配慮を必要としている方(児童の状況や保育施設の状況によっては、**児童の安全な保育体制が整わないため入所を見送る**場合があります)

★ 利用調整(入所選考)の基準日について

利用調整(入所選考)における基準日は、各申込締切日と同日です。締切日以降に届け出のあった保護者の就労状況や、希望施設等の申込内容につきましては、その次の入所審査において点数等への反映をします。

(例)令和7年(2025年)8月入所の基準日:令和7年(2025年)7月1日

→7月2日に保護者の新しい就労証明書が提出された場合は、9月の入所審査から反映する。

★ 新しい保育施設開設について

認可保育施設が新設される場合は、ホームページ等でご案内いたします。その場合、申込締切日が通常と異なる場合がありますので、ご注意ください。

☆ 転園申請について

保育施設の入所から6ヶ月を経過するまでは、転園申請があっても、原則、新規で入所を希望している方の入所を優先します。ただし、転居もしくはきょうだいが別々の保育施設を利用している等、やむを得ない事情がある場合は除きますので、対象の方は申込みの際にお申し出ください。

【注意事項】

- ・転園申請により入所の内定が決まった場合は、**転園を辞退することができません**。
- ・審査月の締め切り後(4月1次の場合は取下げ可能期限後)に、**申込みを取り下げることができません**。
- ・転園が決定した場合には、**転園先の保育施設でならし保育の実施が必要**となります(ならし保育の日程等は保育施設と保護者での日程調整の上決定します)。
- ・一度世帯全員の「⑤マイナンバー確認書類」を提出している場合、再提出は不要です。ただし、変更がある場合は最新のものを添付してください。

★ 育児休業取得中の申込みで転園が決まった場合も翌月15日までの復職が必要です★

例)2025年4月、父母が下の子(保育施設の在籍なし)の育児休業中の状態で上の子が転園する場合

→2025年5月15日までに父母の復職が必要になります。そのため、下の子の預け先も5月15日までに決めておく必要があります。

☆ 出生前申込みについて

令和7年4月入所希望の方に限り、出生前の申込みが可能です(令和7年5月以降入所希望の方の出生前申込みは受付していません)。

なお、対象は**令和7年3月1日**までに出産予定の方です(受入れ可能な施設を希望している場合に限り受付可)。また、出生前申込みをされた方は、出生後に、P13に記載の、新生児の②保育施設利用申込みの児童調査書と⑤マイナンバー確認書類をご用意いただき、藤沢市保育課窓口にて所定の手続きを行ってください。**この手続きがされない場合、結果通知の発送ができません**のでご注意ください。

☆ きょうだいで同時に申し込む場合

きょうだいで同時に申し込む場合、次の点にご注意ください。

◆きょうだいの申込み条件(教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書の5)について

お申込みの際、必ず1つ選択してください(複数選択はできません)。なお、「きょうだい全員同時期での入所を希望する」や「きょうだい全員同じ園での入所を希望する」のルートを選択する方は、希望保育施設の受入月齢(P28~33)にご注意ください。(例:5歳児クラスの児童と0歳児クラスの児童で同時に申し込むとき、「きょうだいの申込み条件」を1にして、小規模保育施設を希望している場合、同じ施設で同時での入所がかなわないため、その施設は審査対象外となります。)

◆育児休業中に申し込む場合

父母いずれかが、審査基準日時点で育児休業中の場合、きょうだい1人だけが入所となったときでも、入所日翌月の15日までに父母ともに復職が必要となります(入所保留となった児童の預け先をご自身で確保する必要があります)ので、ご注意ください。

◆小規模保育施設卒園児とそのきょうだいで同時に申し込む場合

きょうだい申込み条件1, 2, 3を選択した場合、どちらかの児童が入所保留となった時点で、もう一方の児童も入所保留になります(小規模卒園児の卒園後の預け先をご自身で確保する必要があります)。また、次の場合においてもご注意ください。

◎小規模保育施設卒園児とその下のきょうだい(弟・妹)とで同時に申し込む場合

きょうだい申込み条件5, 6, 7, 10, 11, 12, 13のいずれかを選択した場合、下のきょうだいだけが内定し、小規模保育施設卒園児が入所保留となる可能性があります(上のきょうだいの小規模卒園後の預け先を、ご自身で確保する必要があります)。

◎小規模保育施設卒園児とその上のきょうだい(兄・姉)とで同時に申し込む場合

きょうだい申込み条件4, 6, 7, 8, 9, 12, 13のいずれかを選択した場合、上のきょうだいだけが内定し、小規模保育施設卒園児が入所保留となる可能性があります(下のきょうだいの小規模卒園後の預け先を、ご自身で確保する必要があります)。

☆ 産前産後期間中の申込みについて

申込中に妊娠が分かった場合は、速やかに保育課にご連絡ください。産前産後期間に入所した場合、利用の要件は出産要件に切り替わります。そのため、産後に育児休業を取得する場合は出産日の後8週後の月の末日までが利用可能期間となります。したがって、産後8週間の日を含む月末で退園となります。

なお、出産後、育児休業を取得せずに復職する場合は就労要件で利用調整をいたします。産後8週で復職されましたら、復職後の就労証明書と、出生児童の預け先の保育証明書をご提出ください。

例 現在「就労」の要件で申込みをしているが、2025年6月20日に出産予定があり、2025年5月10日から産前休暇を取得し、その後育児休業も取得する。

→5月入所審査までは「就労要件」で審査(5月1日時点では産前休暇に入っていないため)、6月~8月入所(産前産後期間中)については「出産要件」で審査する。また、6~8月に入園が内定した場合は、8月末で退園となる(9月以降も利用したい場合は再度申込みが必要)。

☆ 育児休業中の申込みについて

保護者(父又は母)が育児休業中の場合は、入所後の翌月15日までに復職することが必要です。育児休業からの復職(予定)日により、次のとおり入所希望月が決まります(入所決定後、復職せずに退職した場合であっても、入所後の翌月15日までに就労を開始する必要があります)。ご自身の復職の予定に合わせ、お申込みをご検討ください。

また、復職に関しては、「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の「1. 確認事項」⑫において、次のとおりいずれかを選択する必要があります。

◆Aを選択する(育休A申込み)

→入所後翌月15日までに復職することを希望する方が対象です。下の「育休B申込み」とは異なり、基礎点数の減算(-30点)の審査にはなりません。

◆Bを選択する(育休B申込み) ※藤沢市民(又は転入予定)の方のみ選択可能

→入所保留となった場合、育児休業の延長も許容できる(基礎点数を減算してもよい)といった方が対象です。こちらを選択した場合、審査時の基礎点数が減算(-30点)されます。ただしこの取扱いは、利用調整時に優先順位の判断に反映するものであり、利用時期を意図的に遅らせるものや、育児休業の延長を保証するものではありません。希望施設に空きがあれば内定となります。

なお、申込時に就労証明書が未提出、又は不備がある場合、その保護者の基礎点数は10点として扱います。

既にごきょうだいが認可保育施設を利用している方へ

認可保育施設を利用している児童(児童A)の保護者が、きょうだい(児童B)の出生により育児休業を取得しているとき、児童Aが継続して保育施設を利用したい場合は、児童Bが満1歳になる次年度の5月15日までに、保護者が育児休業から復職する必要があります。この日までに復職ができない場合、児童Aは退園となりますので、該当の方はご注意ください。

また、きょうだいと同じ保育施設を申し込む場合、P19のとおり、基礎点数は加点となりますが、必ずしも入所を保証するものではありません。近隣の保育施設等も希望保育施設に入れての申込みをご検討ください。

例: 在園児のきょうだいが、2023年4月2日~2024年4月1日の間に生まれた場合

→在園児本人の保育施設利用を継続したい場合、保護者は2025年5月15日までに復職する必要があります。

(それまでに、生まれたきょうだいが保育施設に入所するか、他の預け先を確保する必要があります)

☆ 2月・3月の入所審査について

例年、次年度の4月の入所調整中又は調整後に、2月・3月の入所審査を行っています。そのため、4月の内定・入所状況により、2月・3月入所審査では審査上の順位が上位であっても、内定のご案内ができない場合がありますのでご了承ください。

☆ 申込中に状況が変わった場合

入所をお待ちいただいている間に、保護者や児童の状況が変わった場合は、書類の追加提出が必要な場合があります。(P12の右項「⑦次回以降の審査」も併せてご確認ください)

ここではあくまで一例ですが、特に多いものを掲載いたします。その他の変更につきましては、P13～15をご確認いただくか、保育課までお問い合わせください。

内容	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> 希望保育施設を変えたい きょうだい申込条件を変えたい 育児休業に関する申込条件(育児休業B申込など)を変えたい 市内転居した 退職した 母に出産予定が発生した 	保育施設利用申込内容変更届
家族構成に変更があった	保育施設利用申込内容変更届 ※父母の婚姻又は離婚の場合、戸籍謄本の写しの添付も必要です。
申込児童又はきょうだいが幼稚園や認可外保育施設、一時預かりの利用を開始した	保育証明書

内容	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> 新たに就労を開始した 就労内容(就労時間、就労先、雇用期間など)が変わった 育児休業や病休などの長期休業を開始・延期・終了した (求職中の方)就労の内定が決まった 	事実発生日以降の日付で発行された就労証明書
就労要件以外の方で、認定や入所審査に関する内容に変更があった	変更の事実発生日以降に発行された、P14の③「保育の必要性事由を証明する書類」に該当するもの
申込児童又は同居の家族が、障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた	各種手帳のコピー

☆ 申込みを取り下げる場合

入所申込みを取り下げたい場合、**「保育施設入所申込取届届・内定辞退届」にて、保護者の本人確認書類のコピーを添付又は窓口で原本をご提示の上、取り下げたい審査月の締切日までに申し出をしてください。**

締切日を過ぎて取下げする場合(例: 2025年8月入所申込みの審査を取り下げたことを、締切日である2025年7月1日を過ぎて届け出した場合)、内定辞退と同様の取扱いとなります。この後、3年度以内に再度藤沢市の認可保育施設を申込みする場合は、基礎点数を2点減点しての審査となります。ただし、**転園申請の方は、審査の段階で転園元の空きに対し内定者をお決めするため、いかなる場合であっても、締切日以降に取下げすることはできません。**

また、次の方は審査対象月を経過後、自動的に取下げ扱いとなります。

- 申込中に転出した方(藤沢市在勤の方であっても一度取下げをします)
- 出産要件で申込みし、産後期間を経過した方(P17の「産前産後期間中の申込みについて」に該当する方を除く)
- ひと月のみの審査を希望していた方

☆ 市外の保育施設を利用したい方

★必ず藤沢市保育課の窓口で手続きをしてください(郵送不可)★

市外の保育施設の入所申込みについては、原則として、申込児童が居住している(住民登録をしている)市区町村が窓口になりますので、藤沢市保育課窓口でのお手続きが必要となります(郵送、市民センター、公民館、保育施設では受け付けておりません)。

締切日や必要書類等が市区町村により異なりますので、あらかじめ、ご希望の保育施設のある市区町村にご確認の上、申込締切日の一週間前までに藤沢市保育課へ直接申込書類をご提出ください。



藤沢市保育課への書類提出が締切日直前になってしまうと、相手方の自治体への到着も遅くなり、入所希望月の審査に間に合わず翌月分の審査になってしまうことがあります…。
必ず締切日の一週間前までに藤沢市へ必要書類をご提出ください。

※当該市区町村へ申込書類が到達するまで、1週間程時間を要しますので、早めのご提出をお願いいたします。

※市外の保育施設の利用申込みの際に、申請にかかる必要書類が揃っていない場合の対応や、申請受付の可否については、申込先の自治体の判断によります。締切日までに書類が揃わない可能性がある場合は、事前に申込先の自治体にご確認ください(藤沢市での受け付け時点では、必要書類の内容等の確認は致しかねます)。